

令和4年度 第2回甲斐市特別職報酬等審議会 会議録

- 1 開催日時 令和4年10月28日（金）午後2時～午後3時10分
- 2 開催場所 甲斐市役所竜王庁舎3階大会議室
- 3 出席者（敬称略）
出席委員 芦川文宏、大野光明、上條醇、河野行秀、塩沢正行、田中陽子、
中村直明、田村玲子、藤森一浩、前橋圭
※欠席者なし
（事務局）高鳥悟総務部長、小林一三人事課長、五味万里給与係長、
清水一博副主幹

（午後2時開会）

1 開 会

【会長】

委員の皆様には、公私ともに大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から第2回甲斐市特別職報酬等審議会を開催いたします。本日は委員10人中10人が出席しておりますので、甲斐市特別職報酬等審議会条例第5条第2項の規定により審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

さて、本日中に答申の方向性について決定し、内容を固めていきたいと思っております。皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2 議事

議題「甲斐市特別職の報酬等の額について」

【会長】

議事に従って進めて参りたいと思います。議事の「甲斐市特別職の報酬等の額について」これについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

私の方から、本日お配りした資料について説明をさせていただきます。

まず、資料3枚目の甲斐市議会会派別一覧をご覧ください。前回の会議で、各会派の所属議員についての質問がございましたので、資料としてお配りいたしました。4月の市議会議員改選前は、7つの会派に分かれておりましたが、改選後は5つの会派と会派に属していない議員が2人となっております。

また、副議長の活動日数につきましては、議会事務局に確認いたしましたが、年間に何日間、出席しなければならないという日数が決まっているものではなく、行事等が重複したと

きなど、議長が出席出来ない場合の代理として会議等へ参加することもあります。活動日数等としては、一般の議員とほぼ変わらないとのことでもあります。

次に、資料2枚目の第1回甲斐市報酬等審議会における主な意見をご覧ください。

前回の会議において出された主な意見を一覧表にまとめております。

まず①としまして、主な意見として記載されている考え方によりますと、議員報酬、市長等特別職の給料ともに、増額改定を検討する余地があるというご意見がありました。また、②として、市長等の給料は、他市と比較しても低いので増額しても良いのではないかと、というご意見がございました。③として、議員報酬は、他市との差は無いので据置きでも良いのではないかと、というご意見もございました。④として、現在の情勢等をかんがみると、議員報酬、市長等の給料ともに据置きが妥当ではないか、といった意見が出されていたかと思っております。

本日の会議につきましては、前回の意見と合わせ、改めて、各委員さんからご意見を伺いまして、答申案の策定に向けた、審議会としての方向性を決定していただきたいと思っております。

また、前回は、政務活動費についてのご意見がございましたので、政務活動費につきましても、皆様からのご意見をお願いしたいと思います。

なお、答申につきましては、会長から市長へ11月11日にお渡しいただく予定で考えております。

本日の審議会において、答申の方向性を決定し、次回の3回目の会議において、委員の皆様にご確認いただいたうえで、その日に、皆様の前で市長の方へ答申する予定で調整しておりますので、ご出席につきましてよろしくをお願いしたいと思います。それでは、ご審議のほどお願いいたします。

【会長】

どうもありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、内容について議論していきたいと思っております。

市長の諮問にありましており、この審議会は市議会議員の議員報酬及び政務活動費、並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について社会経済情勢及び県内各市の特別職の報酬等の状況を勘案し、現在の特別職の報酬等が適正であるかについて、審議事項として意見を求められております。今日の審議会において審議を行い、改定もしくは据え置きの方針を決定し、改定する場合は、その額及び改定期等を意見集約し、答申案を作成したいと思っております。

以上がこの審議会の役割となります。審議会としての方向性を決定するにあたり、委員の皆様から順番に意見をお聞きしたいと思いますので、増額した方がいいのか、据え置きなのか、その点を明確に発言していただきたいと思っております。

【委員】

結論から言いますと、このタイミングでは引上げ等をしない方が良く、据え置きというのが考え方です。率直なところ、山梨県内で甲府市に次いで人口が多い甲斐市の市長、副市長、教育長の報酬は見劣りするという印象はあります。しかし、昨今の世界情勢、国内の景況感、経済見通しを考えると、このタイミングでの引き上げは市民からの理解が得られないと考えております。

第1回審議会で副市長に対する意見があったと思います。市民の中には、総務省からの出向と聞くと、昔の天下りのイメージを持つ方がいるのかなと考えました。私は、副市長と接点を持つ機会が多くあります。副市長は、非常に有能で、甲斐市の発展のための発信力や庁内での影響力がある必要な人材だと私は認識しております。

個人的には特別職が報酬に見合う働きをすれば誰も不平不満を言わないと思っております。責任ある仕事をしている人には相応の報酬があつてしかるべきだと考えております。甲斐市を魅力あふれる市にするための行動力・発信力を特別職の方々には期待して、然るべきタイミングには、報酬の引き上げを行ってほしいと考えております。以上です。

【会長】

ありがとうございました。では、次の方をお願いします。

【委員】

第1回目の審議会の際に、現在の状況を考えて増額は難しいのではないかという意見を出していましたが、提供された資料を読み込んだところ、特別職報酬及び給料等という一覧表に掲載されている金額は、昨年から今年に異動がなかったということではなく、数年前からこの金額を継続しているのだと思いました。それを考えた結果、現在の私の意見としては、若干は増額を考えた方がいいのではないかという意見を持っています。ただ、大幅な増額というのは難しいと思いますので、金額的にどの程度であれば上げて大丈夫なのか、皆さんと意見を出し合って決めていければと考えております。

【会長】

はい。わかりました。それでは次の方をお願いします。

【委員】

特別職の報酬等については、前回資料を拝見させていただき、県内の他の市と比較して、特に市長さんの給料月額が低いことは承知しておりますが、今回については、昨年同様、据え置きがよろしいのかなと私は考えております。

その理由としては、甲斐市の税収のうち、一定の割合を占める市内の事業者、特に飲食サービス業においては、引き続きコロナ禍により収入が回復しきれておりません。加えて、新たにウクライナ情勢、それに伴う諸々の経済状況により、原油価格や原材料価格の高騰など、急激な経営環境の変化による影響を受けております。これらのことから、飲食店等のみならず、全ての業種において収益が悪化しているというような状況が続いており、非常に厳しさを増しております。

昨年の答申では、新型コロナウイルス感染症の終息や今後の景気の動向などを踏まえたうえで、改めて議論するのが望ましいとしておりますが、現下の状況をかんがみますと昨年より厳しさを増していると考えられるため、昨年同様に据え置きとし、社会状況が好転し、落ち着きを取り戻した時点で再度議論することが望ましいのではないかと考えております。

【会長】

ありがとうございました。それでは次の方。

【委員】

県内他市と比較した資料によると、議長さん、副議長さん、議員さんの給料は、他市と比較して上位であり、副市長さん、教育長さんの給料は、他市と比較しても低くない状況だと

思います。市長さんが長く頑張っていたのですが、県内 13 市で 2 番目の人口規模であるにも関わらず、給料額は 13 番目となっております。

様々な方の意見を聞いたうえで、私の結論を申しますと、コロナ禍で大変な社会状況ではありますが、市長さんの給料については、少し増額してもいいのではないかという意見です。以上です。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

私の職場の人に話をしたところ、甲斐市の規模において、県内 13 市の中で市長の給料が最低というのは、いかななものかという意見がありました。平成 18 年に市長の給料月額が 75 万円になった以降、ずっと据え置きとなっていることから、若干でも給料を上げるべきなのかなと私は思います。ただ単に、ずっと据え置きになっているから給料を上げるというのではなく、人事院勧告の実施状況を見ても、少額ではありますが月例給の増額改定があることから、市長の給料については、少し上げた方がいいのかなと思います。

【委員】

結論から申し上げますと、報酬等を上げた方がいいと考えております。甲斐市は県内で人口規模が 2 位ですので、他の市町村とのバランスを考える必要があると思います。ただ、給料を上げるにしても市民の理解を得ないといけないと思うので、理解を得るために附帯決議が必要であると考えています。理由として、私は議員さんの活動が見えてこないと感じており、議会の質問についても、もう一步踏み込んだ質問が欲しいと考えているからです。

「活動内容を発信する努力をする」等の附帯決議をすることにより、議員さんが自身の活動を発信する意識を持ち、資料に記載されている議員の活動内容 180 日以外にも、普段の議員活動をする 1 日を個人のホームページや広報等へ掲載したり、ある議員さんの 1 日を動画で紹介するなど、様々な形で積極的に発信することで、議員活動への理解が広がり、報酬等の増額についても理解が得られていくのではないかと思います。

なお、本日の資料「主な意見①」の中で、報酬等を上げないと議員のなり手がいないといった意見について、私は別物だと考えています。報酬が低いから議員のなり手がいないのではなく、若い人たちが議員に興味がないということだと思います。その根拠として、市議会議員の選挙における投票率が 39.77%という、ありえない低さに表れています。

また、批判ではないのですが、何のために立候補されているのか、甲斐市のために具体的にこういうことをするというのが見えてこない立候補者が数名いらっしゃった気がします。そのことが、人口 7 万人の規模にして、当選ライン 593 票という数字に表れているのではないかと思います。トップ当選者でも 2,000 票を超えておらず、当選ラインは、せめて 1,000 票は越えていかなければならないと思います。

前回の審議会において、議員を 3 名削減した費用を他の議員に補填するという趣旨の意見がありましたが、費用を削減するために議員を減らしたので、減らした分を他の議員に補填するという考えは少し違うのではないかと私は考えています。

これらのことを含め、「活動内容を発信する努力をする」等の内容を、附帯決議とすることを検討していただけるなら、若い人も議員に興味を湧くのではないかという風に思っており

ます。以上です。

【会長】

どうもありがとうございました。

【委員】

今、物価上昇が大変なことになっていて、9月の消費者物価の上昇率が実質的に3年ぶりとなる3%の大台に達し、賃金の上昇が追いつかない中で、物価上昇の痛みだけが目立ち、消費者の生活の妨害になっている。一方で、輸入コストを押し上げる円安に歯止めがかからずに巨額の国費をつぎ込んで、政府の物価高対策も焼け石に水になりかねないという新聞記事が出ていました。円の価値が下がったということで、日銀は景気を支えるために金利を極めて低くする緩和政策を続けています。この影響から円を手放し、より高い利益の付くドル建て資産を買うという流れが止まりません。通貨の価値はその国の経済力を反映するといわれています。企業が輸入する商品や原材料の多くはドルで払うので、円に置き換えた場合、代金が膨らみ、このコストが小売価格に跳ね返って電気代や食費のほか、家電製品や日用品まで一段と値上がりして、とても暮らしに打撃を受けています。こんな状況の中、やはり市長の給料の値上げは難しいと私個人は思います。

また、議員についてですが、議会中、数日間にわたって密着し、取材した議員の状況を放送する番組で、今年の春に山梨県の議員も取り上げられました。私も大変興味深く見ました。放送された内容は、山梨県人として、とても見るに堪えない残念なものでした。放送された議員の自宅前にカメラマンが押し掛けた際、議員は自宅裏口から出たところをカメラマンに見つかり、網目のフェンスを乗り越えて逃げ出そうとしましたが、履いていたスリッパが網目に引っかかって、取れずにそのまま逃げていったというお粗末な姿が放送されました。ご記憶にある方もいらっしゃると思います。

私のようにアンテナが低い人間でも、甲斐市の議員でも居眠りをしているという議員の報告は入っています。やはり議員として然るべき態度を取らないと、然るべきものは受け取れないと思います。コロナ禍や物価高の状況の中、議員さんの報酬は私たちの痛みのある税金で支払われている人たちですよね。ですから、もう少しきちんとした態度にしてほしいと思います。議員さんの活動状況ですが、年間180日とありますが、月にしたら15日しかありません。パートさんと同じですよね。ですが、パートさんの何倍も金額をもらっているのです。

それから、議会政務活動費の収支報告の中に、まったく同じ活動をしている会派が2派ありました。改選後、1つの会派は無くなってしまいましたが、まるっきり同じ内容で、まったく同じ金額で記載されていますが、これはコピーを出したということでしょうか。その活動内容が疑われて仕方ありません。まるっきり同じ活動でまったく同じことをしている会派であれば必要ありませんよね。このまるっきり同じ活動内容というのは、違う会派なのにおかしいのではないのでしょうか。

小さいデイサービスの事業所や私の知っているファミリーレストランは今年に入って潰れました。そこで働いていた人たちは、働き口がなくなってしまうのでしょうか。その人たちが働けないということになると税金も減ります。税金の使われ方にもしっかり目を配っていきたいと思います。

【会長】

それでは、どうぞ次の方をお願いします。

【委員】

私としては、前回お話をしたように、特別職の給料にせよ、議員の報酬にせよ、どこかで上げるというタイミングを作らなければならないと思います。前回の資料にも出ておりましたが、甲斐市職員の給料額も県下で相当低いです。特別職等の給料をどこかで上げないと、職員の給料も上がらないということ。一生懸命やっつけていらっしゃる甲斐市職員の意識を高めるためにも、どこかで上げる必要があるのではないかと思います。

また、「議会だより」を見ると、この前の市議会での一般質問が掲載されています。一生懸命やっつけている方がいらっしゃいました。私の知り合いの議員に話を聞くと、若い人が議員になろうとしても、給料が低いのでなかなか議員をすることができない。だから議員になる若手が少ないのではないかという話を聞きました。

今からの時代は、若い人が政治に関心を持ってもらい、より良い甲斐市を作るためにも魅力のある給料の在り方を考えていく必要があると思います。特別職等の給料は、何年も据え置きとなっていて、去年の審議会では、附帯決議で来年もやりましょうということになりましたけれども、附帯決議の議論を中心に進んでいくと、今年も附帯決議で据え置きという話になりますので、どこかで線を引きたいというのが私の本論です。

市長の給料については、ぜひ上げていただきたい。それが結論です。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

改めて資料を読むと、審議会の中で住民の意見を反映することの大切さが書かれていたこともあり、私も団体の代表として、集まる機会があったので皆さんの意見を聞きました。

コロナ禍の中、昨年から1年経ったとはいえ、皆さんおっしゃったようにロシアとウクライナの国際情勢もあり、物の値段がすごく上がっていて、家計の負担はどのくらい増えましたかといったニュースが多くなっている現状です。

そのことを踏まえて、皆さんに意見を聞いたところ、議員報酬については、他の市町村に比べて特別低いという印象はなく、あえて上げなくてもいいのではないかという意見が多くありました。市長の給料については、他市と比べて低いので、上げる方向で考えてもいいのではないかという意見が多かったです。ただ、厳しい経済状況の中で、諸手を挙げて市長の給料を上げた方がいいということではなく、丁寧に議論して決めていくということを望んでいるという意見が多くありました。これらの意見から、市長等の給料は見直して、上げていく方向でもいいのではないかと考えています。以上です。

【会長】

附帯決議についてお話しをいただいた委員の方の特別職の給料等に対する結論は、どうい
うご意見でしょうか。

【委員】

上げた方がいいという意見です。

【会長】

わかりました。先ほど、議員への密着取材の番組がテレビで放送されたという話がありま

したが、これは市会議員なのですか。

【委員】

市です。

【委員】

県会議員だと思います。

【会長】

県会議員なのですか。

【委員】

はい。放送されたのは、県会議員ですね。

【会長】

委員から議員活動の発信について附帯決議のご意見がありました。市の方では、議員の活動を広報に載せるとか、例えば動画を作ってホームページに掲載するとか、そういうことはやらないのですか。

【事務局】

議会だよりの発行や市議会のホームページへの掲載等については、議会サイドにおいて発信する内容となります。特別職報酬等審議会の事務局は答える立場ではないので、この場での答えは控えさせていただきます。

【会長】

わかりました。理解を得るためにもいろんな取り組みをしていただいた方がいいかもしれませんね。

それでは、皆さんの意見を伺った結果、給料等を増額した方がいいとおっしゃった委員の方々が6人ですね。議員は、上げなくてもいいのではないかという意見もありました。市長は上げた方がいいとおっしゃった委員さんは、市長以外の副市長、教育長については、どのようにお考えですか。

【委員】

市長以外は、据え置きでいいのではないかと思います。私個人の意見というより何人かに聞いた意見はそういう考えでした。

【会長】

はい。わかりました。

委員の皆様からお話しがありましたが、特別職等の給料は、平成18年に改定した以降、16年間据え置きで金額が同じですよね。厳しい意見もいろいろ出されましたけれども、どこかの機会で上げた方がいいのではないかという考えもあると思います。

議長が意見を言うことは、あまり相応しくないのかもしれませんが、16年間も給料を上げてないことや、山梨県の最低賃金が898円に上がったことも考慮して、若干上げてもいいのではないかと思います。市役所のトップである市長さんや特別職等の給料が上がれば、全体的にも上げ易くなるということもあると思います。給料を上げるのは、絶対にダメだという方もいらっしゃるでしょうけれども。他の委員のご意見を伺っていかがですか。

【委員】

私は上げない方がいいという話をしたのですが、市長の給料は、他市とのバランスから見

ても低すぎるかなという感じはしているので、市長の給料を上げるということであれば、それは致し方ないというか、いいことだなという風に思っております。

【会長】

そうすると市長だけ給料を上げて、あとは据え置きでいいというご意見ですね。

【委員】

はい。そのように思います。

【会長】

他の方はいかがですか。

【委員】

様々な世界情勢も加わり、状況は昨年より悪くなっていると思います。昨年の審議会において、据え置きという結論へ行きついたことを考えると、現在の状況下では、据え置きが望ましいという考え方を持っています。しかしながら、審議会の答申は、委員の総意で決める話でもありますので、そこは皆さんの考えに従っていくしかないのかなと思います。

【会長】

はい。わかりました。給料を上げた方がよいの意見を出された委員さんは、具体的にどの人を上げるといった意見はありますか。

【委員】

全体を上げるという意見です。

【会長】

議員さんも含めて全体を上げるという意見ですね。

【委員】

はい。

【会長】

わかりました。強く据え置きが望ましいという委員さんのご意見はいかがですか。

【委員】

今年よりも来年の方が経済状況は厳しくなるとテレビで放送されていきました。いろいろな物の価格が高くなって、買いづらくなっていくそうです。市に入る税金も減るということですよ。来年は更に影響が出ると思います。それでもまだ給料を上げることができるのでしょうか。市民あつての甲斐市です。多くの市民が苦しむ今、あえて給与アップはすべきではありません。

【会長】

他にご意見はないですか。

【委員】

質問があるのですが。

【会長】

どうぞ。

【委員】

先ほど、特別職の給料が上がると市職員の給料も上がるといった意見がありましたが、市職員の給料は、人事院勧告で上がると思うので、特別職の給料とは連動してないと思います

が、関係しているのでしょうか。

【事務局】

事務局からお答えいたします。特別職の給料が上がったからといって、一般職の市職員の給料が上がるということではありません。

【会長】

他に何かご意見ありますか。

【委員】

特別職の給料を上げることが、直接、市職員の給料に連動しないことは承知しております。最終的には、市職員の給料に影響があるのではないかという意味です。

【会長】

多数決で決めることではないと思いますが、多少でも上げた方がいいのではないかという意見が多い状況ですので、若干でも上げる方向で検討したいと思いますが、いかがですか。

【委員】

全体という話ではなく、市長さんだけ給料を上げるということもあり得るのでしょうか。

【会長】

そういったこともあると思います。これから具体的にいくら上げるのか、議長・副議長・議員さんはどうするのかを決めていきたいと思っています。

【委員】

多数決ではないですが、方向性を出さなければならないので、多い方の意見で方向性を決めた後、どなたを上げるかということを決めていくのが合理的だと思います。

【会長】

そうですね。

議員報酬も上げた方がいいという意見もありますが、まず、議長・副議長・議員の報酬についてはいかがでしょうか。そのままよいという意見の人も何人かいらっしゃいましたが。

甲府市は例外ですが、議長の報酬は他市と比較して上位ですね。何かご意見がありますか。

【委員】

同じようなところもありますけれども、多少は上げたほうが良いと思います。人口規模が県下2位ですので、上げないとバランス的に良くないかなと考えています。

【会長】

そういう意見も出されましたが、他にご意見はありますか。

【委員】

人口規模も大切かもしれませんが、工業団地等を有する場合は、税金が多い市もありますので、財政力も含めた総合力で比較することも必要なのかなと思います。甲斐市の議員報酬については、他市と比較して上位にありますが、総合的な観点から比較すべきだと思います。

【会長】

他にご意見はないですか。多少なりとも給料を上げた方がよいというご意見と、据え置きでよいという2つの意見が出ております。

【委員】

先ほどの委員さんがおっしゃった内容と同じように、全体的に上げていただきたいという

意見です。議長の報酬額の順番が2番目に書いてありますが、5番目までは報酬額40万円で全部一緒の金額ですよね。同じ報酬額の富士吉田市や笛吹市の方が財政的には潤っているかもしれませんが、将来、若い方たちに希望をもって議員さんになってもらうということを考えると、据え置きよりも、1万円でも結構ですので、上げたほうがいいのではないかと思います。金額的にはもっと上げられればいいというのが私の意見です。

【会長】

はい。他にご意見ありますか。少なくとも1万円位は上げてもいいのではないかと、この意見が出ましたが、いかがでしょうか。

【委員】

先ほど、市長の給料のみを上げるという話をしたのですが、市長だけ給料が上がって、他が据え置きとなると、風当たりも強くなるという感じもしますので、上げるのであれば全体的に上げて、増額する金額に差を付けるという形がいいのではないかと思います。

【会長】

はい。ありがとうございます。そうしますと1万円位が妥当ですかね。暫定的に議長41万円、副議長37万円・議員36万円としたいと思います。

次に特別職の市長、副市長、教育長についてですが、市長の給料は県内で1番低いので、南アルプス市と同程度の金額に上げる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

私も同じ意見です。前回の審議会でも5万円位は上げていただきたいと発言したのは、南アルプス市の金額と同じ位が望ましいとの感覚があったからです。

【会長】

資料の県内市の状況一覧を見て、私は都留市と同じ金額まで上げていいと思いましたが。

【委員】

財政指標を比較すると、都留市よりも甲斐市の方が財政に余裕があるのかもしれませんが。

【会長】

そうですね。市長さんの給料について、ご意見はありますか。妥当だという金額の目安を出していただきたいと思います。他の委員さんいかがですか。

【委員】

私も同じ意見で、市長に関して具体的な金額としては、80万円位に上げるべきだと思っています。

話が変わるのですが、特別職の給料等を上げる場合、市としての財政的な制限はあるのでしょうか。

【事務局】

そういうことではないです。市民感覚としてのご意見をいただいているところです。

【会長】

はい。わかりました。80万円位が妥当というご意見ですね。他にご意見はありますか。

【委員】

県内市の状況でも南アルプス市とだいたい同じなので、80万円位が妥当かなという風に考えております。

【会長】

はい。ありがとうございます。

【委員】

私も金額的には80万円位が納得できます。

【会長】

では、現在の給料から5万円アップですね。皆様のご意見を伺うと5万円位が妥当だろうということです。では、副市長さんについてはいかがですか。市長さんと同様に南アルプス市と同じ金額にする場合だと1万円アップですね。

【委員】

そうですね、そういう目安しかないのかもしれませんが。

【会長】

教育長については、副市長と同様に1万円アップした場合、南アルプス市の教育長の給料額には届きませんが、北杜市や都留市と同額となりますね。他に何かご意見はありますか。

給料等を上げる実施時期については、来年の4月以降でよろしいですか。ご意見がないようであれば、令和5年4月から実施することとします。給料等の改定は市議会での承認が必要となりますね。

先ほどまでの審議結果を復唱しますと、

-
- 1 議長・副議長・議員の報酬は、いずれも1万円ずつ上げる。
 - 2 市長については5万円上げて80万円とする。
 - 3 副市長については1万円上げて、南アルプス市と同額の64万円とする。
 - 4 教育長については1万円あげて57万円とする。
 - 5 実施時期は来年の4月とする。
-

このような内容で答申したいと思いますがいかがですか。ご意見はありませんか。

事務局から補足はありますか。

【事務局】

政務活動費についてのご審議をお願いします。

【会長】

政務活動費ですね。南九州に2つの会派が同時に行っていたということで、先ほど問題になっていましたね。6人で72万と記載されているので、1人あたり12万の政務活動費の支給を受けているということですね。南九州への視察の費用全額を市が負担しているわけではないですね。本人も費用を払っていると思われませんが、その辺はどうなのでしょう。

【事務局】

事務局では、内容まで把握しておりません。

政務活動費は、議員1人あたり月額1万円が交付されるため、年間で12万円が交付されます。会派ごとに議員活動に掛かった費用を精算しており、不用額については返納することとなっています。

【会長】

議員さんの活動に対しては、市から旅費は支給されないということですね。

【事務局】

政務活動費は、議員の活動経費として支給されるものですので、議員の活動に対して、市から旅費が支給されることはありません。

【会長】

そうしますと、南九州に行った場合は相当お金がかかるので、自分で費用を負担しているということですね。

【事務局】

精算報告等を詳しく見てみないとわかりませんので、自己負担が発生しているかは、事務局ではわかりかねます。

【会長】

わかりました。甲斐市の政務活動費は、他の市町村に比べてとりたてて低いというわけではありません。ごく普通だと思います。委員の皆さんのご意見はいかがですか。

【委員】

私は政務活動費へ厳しい意見を出された委員の意見はもっともだと思っています。給料等を上げる答申を出す見込みですし、あれもこれも上げればいいという問題ではないと思います。一生懸命やっている議員さんもいるし、あんまり一生懸命やっていない議員さんもいるので、政務活動費は今までどおりでよいと思います。

【会長】

はい。ありがとうございます。私も同じ意見ですが、他の委員の方々いかがですか。

【委員】

据え置きでいいと思います。

【委員】

私もそのまま据え置きでいいと思います。

【会長】

それでは、政務活動費については据え置きとします。

【委員】

質問をよろしいですか。市長は5万円上がり、その他の特別職の方たちは、1万円上がることについて、市民に対しての説明はどのようにするのでしょうか。私たちは、他市との比較資料を見ているので、他市とのバランスを考えると、市長さんの給料を5万円位上げる必要があるということがわかりますが、市民に説明する時は、75万円から80万円に上がるということしか示されないのでしょうか。

【会長】

議会の議決を受けることになるとと思いますが、市民に対しての広報は、どのようにするのですか。また、審議会として答申を出した後はどういう流れになるのですか。

【事務局】

今後の流れにつきましては、特別職報酬等審議会から答申をいただいた後、答申内容を尊重したうえで、市当局が条例改正案を議会へ提出します。市議会での審議を経て、可決された場合に給料等が改定されることとなります。

【委員】

改定の流れはわかりましたが、経緯を知らない市民に対して、給料等が上がることや市長だけが5万円上がることへの理解を得るための説明がなされる機会はあるのでしょうか。

【委員】

例えば資料14ページのような他市と比較した表が示されて、市長の給料を5万円上げて南アルプスと同額になります。といった市民への広報をしてもらえるかということをお聞きしたい。

【事務局】

条例改正案が議会に提出される際、第三者機関である特別職報酬等審議会に報酬等の金額の妥当性を諮問し、その答申に基づいて条例改正案を提出するといった説明になるかと思えます。他市との比較等については、市当局が広報することではありませんので、ご理解いただければと思います。

【委員】

わかりましたが、改定する金額だけが示される説明ですと、市民の理解を得るのが難しいと感じます。新聞記事では経緯や他市との比較を書いてくれるかもしれませんね。

【会長】

そうですね。何らかの形で報道はされると思います。

【委員】

以前、市議会議員の報酬が25万円でしたが、審議会の諮問を経て、10万円上がったことがありましたが、覚えていますか。

【会長】

そうですね。10万円上がりましたね。

【委員】

それは何年に上げたのでしょうか。

【会長】

16年前です。平成18年に改定しています。合併後、54人いた市議会議員を28人にした際に35万円に改定しています。このことについて、事務局から説明はありますか。

【事務局】

詳細は説明できませんが、資料10ページに記載してあるとおり、平成18年に議員報酬が改定された際、市長・副市長・教育長の給料も1万円ずつ上がっています。それ以降の改定はありません。今回の答申に基づいた条例改正案を提出するにあたり、報道機関等から照会があった場合は、平成18年10月以降改定がなかったことを踏まえて答申がなされたということは回答いたします。

【会長】

附帯決議はどうしますか。

【委員】

事務局からあったように他市との比較を説明することは難しいと思います。なので、附帯決議として「発信する努力」そういうものを付けることができれば、市民も納得できると思うのですが、どうでしょうか。適切な言葉があればと思うのですが。

【会長】

「議員の活動状況がわかるような発信を望む」とかですか。

【委員】

「望む」といった言葉を入れると、私でしたら納得します。

【会長】

わかりました。しかし、報酬等に直接関連する内容ではないので、附帯決議ではなく、参考意見ですね。

【事務局】

特別職の報酬等が全員改定される答申となりますので、附帯決議ではなく、委員からの意見として答申に記載するということになろうかと思えます。

【会長】

委員からの意見を答申に記載するということですね。わかりました。

【委員】

一点、質問をよろしいでしょうか。先ほど、政務活動費の件が出ましたが、前回の資料 21 ページの議員の活動内容の中に、様々な議員活動が記載されていますが、行事等へ議員が出席する場合には、旅費が支給されるのでしょうか。

【事務局】

資料 21 ページに記載されている議員活動は県内におけるものだと思います。県内であれば基本的に旅費の支給対象にはなりません。公務のために県外へ出る場合については、旅費規程に基づいて支払われるケースもございます。

【委員】

市議会へ出席する場合にも旅費は支給されないのでしょうか。

【事務局】

旅費の支給対象ではありません。

【委員】

わかりました。

【会長】

その他、質問やご意見はございますか。特にありませんね。

それでは、審議会としての意見が出揃いましたので事務局へお返しします。

3 閉会